

# 社会福祉法人美浦村社会福祉協議会 福 祉 車 両 貸 出 事 業 運 営 規 程

## (目的)

第1条 この規程は社会福祉法人美浦村社会福祉協議会福祉車両貸出事業実施要綱（以下、「要綱」とする）に基づく事業を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

## (貸出単位)

第2条 車両の貸出単位は1日単位とする。

- 2 土曜日と日曜日は併せて2日単位とし、1日単位での貸出は行わない。
- 3 利用時間が重ならず運行に支障が出なければ、社会福祉法人美浦村社会福祉協議会（以下「当会」とする）は、1日に複数の利用者に貸し出すことができる。

## (貸出時間)

第3条 車両の貸出時間は午前8時30分から午後5時までとする。ただし、第2条2項においてはその限りではない。

## (貸出を行わない期間)

第4条 福祉車両の継続検査期間、修理期間、及び当会の年末年始休業期間は貸出を行わない。

## (運転者の要件)

第5条 要綱第6条における運転者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 満26歳以上で、運転免許を取得した日から1年以上経過していること。
  - (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による、運転免許の効力の停止を受けていないこと。
  - (3) 福祉車両による事故を起こした者にあっては、当該事故を起こした日から1年以上経過していること。
- 2 前項第1号及び第2号の要件を確認するため、要綱第3条第4号の福祉車両利用申込書を提出する際、運転免許証のコピーを提出することとする。

## (遵守事項)

第6条 利用者は、福祉車両を利用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、

又は貸出目的以外に使用してはならない。

(事故等による損害賠償)

第7条 当会は、貸出した福祉車両により発生した事故に係る損害については、当会が契約している自動車損害賠償責任保険、及び任意保険（以下「[保険](#)」という。）により対応するものとする。

- 2 前項の保険で対応できない損害について、当会が被害者に賠償したときは、当会は、当該賠償した額の全部、または一部を利用者に求償することができる。
- 3 当会は、故意又は過失による福祉車両の故障、損壊又は盗難について、利用者にその賠償を請求することができる。

(貸出承認の取消と損害賠償)

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当したときは、貸出の承認を取り消し、福祉車両貸出取消通知書（[第1号様式](#)）により利用者に通知するものとする。

- (1) 故障、修理等により福祉車両の運行が不可能になったとき。
  - (2) 災害等により福祉車両の運行が不可能になったとき。
  - (3) 利用者が偽りその他不正な手段により、貸出の承認を受けたとき。
  - (4) 利用者が要綱第2条に規定する対象者の要件を備えなくなったとき。
  - (5) 運転者が第5条に規定する運転者の要件を備えなくなったとき。
  - (6) 利用者が第6条に規定する遵守事項に違反したとき。
- 2 利用者は、前項の規定による取消を受けた場合は、直ちに当該福祉車両を福祉車両の保管場所に返還しなければならない。
  - 3 当会は、第1項の規定による取消で生じた損害の責は負わない。
  - 4 第1項第3号、第4号、第5号、及び第6号の規定による取消により当会が被った損害については、利用者が賠償する責を負う。

附 則

- 1、この規程は、平成22年6月1日から施行する。
- 2、「社会福祉法人美浦村社会福祉協議会福祉車両貸出事業運営要綱」は、廃止する。